

裁判員経験者意見交換会議事録

神戸地方裁判所

司会者：私は、神戸地方裁判所で裁判員裁判を担当しております裁判官の佐茂と
います。よろしくお願いいたします。

本日は本当にお忙しい中、ご足労いただきましてありがとうございます。

今日の趣旨をご案内しておりますけど、簡単に確認させていただきます。

裁判員裁判については、始まってから何年も経っているわけですけど、国民
の方々の中には何かしら裁判員に選ばれることへの不安というものをお持ちの
方がおられると聞いております。また、裁判員裁判の審理のあり方について
も、まだまだ改善すべきところ、工夫すべきところがあるのではないかという
ふうにも考えていますし、またご指摘もあります。そこで、本日は実際に裁判
員裁判をご経験された皆さんにお集まりいただいて、ご意見、ご感想、忌憚の
ないところをおっしゃっていただいて、国民の皆さんが抱かれている不安を何
とか解消し、安心して裁判員になっていただけるようにしたい、あるいは、よ
り分かりやすい裁判員裁判の実現につなげたいということで、開催させていた
だいております。どうかその点を十分ご理解の上、よろしくお願いいたします。

では、まず、本題に入る前に、今日ご参加いただいている裁判員経験者の方
々から、どういう事件をご担当され、どんな感じだったかというところを、一
言ずつで結構ですから、お願いできますでしょうか。

では、2番の方、お願いできますか。

裁判員経験者 2：今年の夏頃だったと思うんですけど、殺人未遂事件で、4日間
ぐらいの裁判で裁判員をさせていただきました。

司会者：ありがとうございます。

では、3番の方、お願いできますか。

裁判員経験者 3：今年の春前ですかね、ちょっと寒いときだったんですけど、殺

人未遂の事件で裁判員裁判をさせていただきました。休みを入れて、約1週間です。

司会者：ありがとうございました。

では、4番の方がいかがでしょう。

裁判員経験者4：ちょうど去年の今頃にやってみました。当時、最長期間で、今年の3月に終わった事件でした。

司会者：ありがとうございました。

では、5番の方がいかがでしょう。

裁判員経験者5：今年5月に裁判員に参加させていただきました。内容は不倫です。

司会者：ありがとうございます。

では、6番の方、どうぞ。

裁判員経験者6：佐茂さんのもとで一緒にやらせていただきました。裁判内容は、強盗強姦でした。

司会者：ありがとうございました。

では、8番の方、どうぞ。

裁判員経験者8：私は、昨年11月に強盗致傷でした。比較的軽いものだったのですが、期間は3日間でした。

司会者：皆さん、事件の内容や期間の長短にばらつきがある形で、いろいろな事件にご参加いただいたということで、ありがとうございます。

では、今日この会に検察庁と弁護士会からお越しいただいている方々から、一言ご挨拶をいただけますか。

吉川検察官：検察官の吉川と申します。本日はよろしくお願いたします。

神戸地検に来まして、裁判員裁判を何件かやらせていただきました。本日は、貴重な機会ですので、いろいろ教えていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

瀧澤弁護士：弁護士の瀧澤と申します。本日はよろしくお願いたします。

検察官や、あるいは裁判官の方と違いまして、弁護士というのは、日常的に刑事事件を扱っている者ばかりではございません。私自身は、裁判員裁判の経験は少なくないほうだとは思いますが、それでも年に二、三件もあれば多いほうです。その意味で、なるべく辛口のご意見で結構ですので、弁護人の活動についてお感じになったことをおっしゃっていただければと思います。よろしく願いいたします。

司会者：裁判所からも一人参加していますので、一言挨拶をお願いします。

中川裁判官：今年の4月から第4刑事部で裁判員裁判を担当しております、中川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

裁判所の立場からは、裁判官の評議の際の説明の内容とか、裁判所全体の接遇面について、皆さんから参考となるご意見をお伺いできればと思っております。よろしく願いいたします。

司会者：では、早速本題のほうに入らせていただきます。

まず最初が、裁判員を経験しての感想などです。選ばれる前はどのようなお気持ちだったのか、意気込みをお持ちだった方もいらっしゃるでしょう。その結果、選ばれてやり終えたときにどういうふう感じられたか。達成感を感じられた方、疲労感を感じられた方、いろいろいらっしゃると思いますので、そのあたりをどうかご自由にご発言いただければと思います。

まず、裁判員を経験しての気持ちを、どなたかおっしゃっていただけますか。

裁判員経験者4：そもそも、裁判員に対して興味自体はあったんです。それで、多分選ばれないんやろうなというのが半分と、ひょっとしたら選ばれるんではないかという気持ちが半分でした。社会的にすごい話題になった事件で、選ばれたときは正直びっくりしたのと、社会的な責任じゃないですけど、そういう使命の大ききみたいなのをすごく感じました。5か月間やったんですけど、裁判員6人と補充裁判員4人、その合計10人が誰一人欠けることなく判決まで

いきましたので、それがすごいよかったのと、正直終わってほっとしたのはありました。

司会者：かなり長期の審理だったんですね。そういう意味でいうと、すごく特殊な経験をされたんですけど、5か月間誰も欠けることなく皆さんお仕事できたというのは、ある意味驚くべきことですよね。

裁判員経験者4：そうですね、はい。

司会者：何か、心構えといいますか、お気持ちの上ですごく気を張っていた部分というのはあるんですか。

裁判員経験者4：それもあるし、みんなのコミュニケーションも結構うまいことあって、一体感がすごいあったし、バランスとかもすごいよくて、何か全部がうまいこといったような感じでした。

司会者：なるほど。やり終えたときは、ほっとしたという感じですよ。

裁判員経験者4：正直そうです。

司会者：長期審理に関連してもし何かあれば、また後でお聞きます。どうもありがとうございました。

他の方はいかがですか。お気持ちの上でどういう動きがあったかという話も含めてなんですけど、どうでしょう。

裁判員経験者2：実は、裁判員制度というのを割と否定的に思ってたんですね。先ほど5か月とおっしゃられていましたが、拘束される時間も長いですし、強姦事件となると、精神的負担もかなり大きいですし、何かそういう意味では、やっぱりプロがやるべきなんじゃないかなというふうに、もともと思ってたんです。何で裁判員制度って始まったのかなというのと、やっぱり以前から、裁判が市民感覚から離れてるといふふうによく言われてたじゃないですか。でも、市民感覚っているのかなとさえ思ってたんですけど、興味はあったので、選ばれたら、反対してるということは抜きにして、ちゃんと真摯に向き合ってやってみようというふうに思ってたんです。実際やってみると、裁判員の精神的な負担を軽減するような努力はされてるなというふうに思ったんです。例えば、

よく報道なんかで言われるのは、結構きつい写真を見ちゃうことになるということですが、私がさせていただいたときには、そういうのはなしで、図面で説明されるとか、いろいろ工夫がされてました。そういう意味では、随分負担は少なかったです。検察側も弁護人も、素人にもわかりやすいように、かなり心を砕いて資料を作られてるなというのがわかったので、素人でも大丈夫なのかなみたいな不安は、やってるうちになくなりました。やり終えてからも、反対するという気持ちはゼロにはならないんですけど、やる意義はすごく深くあったと思います。やってよかったなというのはすごく思いました。

司会者：今、精神的負担との関係で、写真の話が出たんですけど、2番さんがご経験された事件は。

裁判員経験者2：殺人未遂です。

司会者：怪我をされていたんですかね。

裁判員経験者2：そうですね。

司会者：そういう写真もどこかにはあるだろうけれども、少なくとも、生々しい形で法廷で見たということはないんですね。

裁判員経験者2：ないですね。

司会者：実情として、見ないとやっぱり判断できないというような、そんな感じはなかったですか。

裁判員経験者2：なかったです。例えば、どれぐらい深い傷だったのかというのは図で説明されたほうがよく分かったので、写真よりもむしろそれでよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

今、精神的負担の問題が出てきましたが、これが国民の裁判員に対する少しネガティブな思いの一つの要因だと言われることもありますので、非常に貴重なご意見をありがとうございました。

他の方はいかがですかね。

裁判員経験者3：裁判所から通知がきたときはびっくりしたんですけど、選任の

日に来させてもらって、裁判官の方から普段の常識の範囲で考えてもらえば結構ですよと言われたんで、気が楽になりました。30人以上の中から、また抽選に当たってしまいまして、裁判員に選ばれました。軽い気持ちで参加したほうがよかったんですけど、法律の勉強をしたこともないので、常識で判断していいのかどうかと、やはり緊張しましたね。始まってしまえば、自分の意見を持たない場面もありましたけど、他の方の意見を聞いておきますと、徐々に自分の意見もまとまってきました。この意見とは違うなと思う場合もありますけど、評議をしてる間に、みんなが同じ方向を向いていったような形になりました。終わったときは、よかったなと思いました。家に帰っても、その審理期間中はやっぱり事件のことが頭から離れないので、寝つくまでいろいろ考えました。ずっとね。裁判の途中とったメモなんかもちよっと思い出して、自分でパソコンで打ってみて、つじつまの合わないところを探してみたり、時系列でずっつと探してみたり。そうすると、自分の意見も言えるようになったんで、そういう社会人のときにちょっと勉強したことも役立ったかなと、そんな感じでした。

司会者：ありがとうございます。

裁判員になる上での不安の一つとして、裁判の話だとか、事件の話だとか、法律の話なんか自分は全然分からない。そういう分からない世界に飛び込むのは非常に不安だというような声をよく聞くんですけど、今3番さんのおっしゃったことからすると、別にそんなに気にすることは無いということなんじゃないかね。

裁判員経験者3：普段どおりに参加してればいいかなと。

司会者：なるほど。ありがとうございました。

裁判員経験者8：選ばれる前の気持ちなんですけど、裁判員の候補の通知が届いたときは、皆さんもそうかもしれませんが、本当に驚きました。ただ、私の姉が経験しており、市民として参加したほうがいいよというような後押しもあったので、自分が裁判員になっていいのかなというような気持ちもありました。

けれども、選ばれた以上は積極的にやり通そうというふうに思いました。選任の日も、非常に合理的だったと思いますし、スムーズに終わられたような感じがしました。

やり終えた後の気持ちなんですけれども、すごく良くコミュニケーションがとれたというか、自分の職場でもこうあればいいなと思うぐらいで、達成感というのもありました。期間が短かったのが一番大きいとは思いますが、会社からも理解を得られましたので。それと、一方向じゃなくて、多方向からものが見られるようになったと思います。反対に、突き詰めてしまうところがちょっと生まれてきたのかなというふうにも思いますけれども、自分としては、先ほど申し上げたように、一方向だけで見るのではなくなったというのを、すごく強く思います。

司会者：ありがとうございます。

まず1点、やっぱり周囲の方の理解というのが、参加をするにあたり、かなり重要になってくるということなんですか。そういう意味でいうと、周囲の理解が十分得られたということですか。

裁判員経験者 8：そうですね。お休みをきちんともらえました。

司会者：その点、全ての人がそういう形で仕事場、あるいはご家族関係での理解を得やすいかという、そうでもないと思うんです。周囲の理解を得られるようにするために、何かいい手だてはありませんかね。参加するに当たって、いろんな障害がありますよね。ご自身での調整もありますし、周囲との関係もある中で、裁判所として何かをお手伝いをできるところがあるのか、そのあたりはいかがですか。

裁判員経験者 4：僕は大丈夫やったんですけど、普通の会社員の方もおられたんで、多分、会社の理解というのが一番だと思います。そういうのがうまいことできてたんで、そのへんは運がよかったんやと思います。おそらく、会社関わってくると、本人がやりたくても、やっぱり仕事とかで抜けられないと難しくなってくるので。積極的にやって経験すればわかるんで、上の人がやってみ

たほうがいいんじゃないかということは、僕らの中で話してました。

司会者：なるほど、お勤め先の、割と上層の方に参加していただいとということですね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：分かりました。

裁判員経験者 5：私も皆さんがおっしゃられたことにほとんど含まれております。選ばれる前の気持ちというのは、先ほど8番さんがおっしゃったように、封書が来たときは本当に驚きました。そのときは、主人が手術を控えておりましたので、断れるかなということがまず先に頭に浮かびました。内容を読んでみましたけれども、あまり自分に当てはまる項目がなくて。選任の日に行っても、選任されるかどうかはまだ分からないということでしたので、とりあえず当日参加してお話を伺いまして、結果的には当たりました。事件が、皆さんとは違って、こんなに出ていいのかなというようなものでした。不倫でしたのでね。それで、やり終えた後の気持ちというのは、何かすっきりしない。今おっしゃったように、期間が長くなると大変だと思うんです。私は5日間でしたので、どうにかやりくりして行けましたけれども、やはり会社にお勤めの方なんかは、そう毎度毎度いい顔はされないとしますので、期間が長期とか、重たいのは、裁判員制度ではなくていいんじゃないかなと感じました。

司会者：すごく長いのは別として、5日ぐらいなら何とかという感じですかね。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：いろんな境遇の方がいらっしゃいますけど、おおむねみんな頑張ったらそれぐらいは都合がつくんんじゃないかという感じですかね。

裁判員経験者 5：そうですね、はい。そういうのに興味がある方はいいんでしょうけど、全然そういうのに興味もなかったし、もう不安がいっぱい頭をよぎってましたので。そういうのに参加できる方ばかりだったらいいんでしょうけど、やっぱり皆さんいろんな事情をお持ちですので。私の場合は、そういう長引く事件であれば、素人が入らなくても、先生方がされたらいいんじゃないか

なと感じました。

司会者：なるほど。ありがとうございます。

裁判員経験者 6：佐茂さんにも話したことがあるんですけど、私は、この制度が始まったときに、必ず自分が選ばれるだろうなど、なぜか実感があったんです。最高裁判所のほうから手紙が来たときに、ああ、やっぱり当たったなというのが最初の感想で、仕事のほうは一切理解がなかったので、最初の一回目の通知が来たときは、断らせていただいたんです。結構正当な理由があったので。その後、またすぐに来たので、ああ、これは行かないといけないんだなと思いました。比較的まだ行けるなという日だったんで行かせていただいたんです。当たるだろうなと思ってたので、くじでも当たってしまいました。実際に裁判が始まってから、朝、会社に行って、裁判所に行って、また会社に戻るということも何日かございました。会社のほうでは、私のような裁判員裁判に出る人がまだいなかったり、理解がなかったというのもあったので、非常にやりづらさがありました。何をやってるかももちろん言えないですし、強盗強姦で、何となく気が晴れないような内容でもあったので、何のためにしてるのかなってちょっと思うときも正直ございました。裁判の内容を初めて知ったときは、正直殺人じゃなくてよかったなと思いました。殺人の事件をやった方には本当に申し訳ないんですけど、何かそれだけはちょっと避けたいなど。特に子供がいる立場として、子供が死んだりとか、そういう事件は扱いたくないなどというのはありました。

メンバーは、皆さんいい方ばかりだったので、最後はいい感じで終わったと思います。そういう事件だったせいもあるのか、すごく難しい言葉が多くて、かといって、最初にこの言葉の意味はと教えるのも多分微妙なんでしょうけれど、何か聞きなれない言葉が多くて、読めない言葉もありましたし、ちょっとわかりづらかったです。それと、私の事件の場合は黙読が多かったんですね。もちろん、みんなに言う内容ではなかったので、赤裸々な部分とかは黙読という形がいいんでしょうけど、あれは、何となくしんどかったです。内容もです

し、どんどん読んでいかなければならなくて、読み終わったら手を挙げるというのが、何とも言えないというか、私はちょっと嫌でした。

司会者：ありがとうございました。

性犯罪ならではの証拠調べの方法というのがありまして、少し違和感を感じられたようですけど。あと、皆さん、裁判員裁判に興味があったというような、非常に前向きなお話もあったかと思います。一般的には、裁判というのは人の人生を左右する重いものだというイメージがあって、そういうものに関わること自体の気の重さですかね、そういうことを言われる方もいらっしゃるんですね。反面、何人かの方が言われたように、非常に前向きにご参加いただいている方もいらっしゃいます。その違いというのは、どこから生じるんでしょうね。どう思われますか。

裁判員経験者 8：そうですね。やはり先ほど申し上げたように、姉が経験していたというのも大きいですし、こういう短絡的な言い方はよくないのかもしれませんが、知り得る情報はどんどん吸収したいと思うんですね。分からなくてもいいこともあるかもしれませんが、世の中に起こってることについて、やはり知っていたほうがいいのかというふうな考え方もありますから。どちらかというところ、何でも知りたがりみたいなのところがある性分なのかもしれません。

司会者：なるほど。これはご参加いただいている方に聞いても、なかなか本当のところはわからないのかもしれませんが、どう思われますか。どうもおっくうになってしまうという方が時々おられるんですけど、そういう方と、ご自身の違いというのを感じられるところはあるですか。

裁判員経験者 3：私の場合は特に嫌だとか、おっくうだとか、そういう気持ちは全くなくて、すんなり入れました。皆さんのような勤め人じゃないので、もう1年中休みなものですから、いつでも来れますし。興味があるかといえば興味があったし、気楽でしたね。だから積極的に参加しました。ちょっとですけど、国民の義務かなとも思っていました。そんなところです。

司会者：今の話だと、誰しも、関心、興味、あるいは社会人としての意識というのがあるのはあるんだけど、周りがそれを許さないといえますか、お仕事だとかご家庭の事情が少しブレーキになっているから、ちょっとネガティブになってしまうと。そんな感じですかね。

裁判員経験者 3：そうですね。お勤めのある方とか家庭を持っていらっしゃる方とかには、ちょっと負担になるかなと思います。連続ですと、特に仕事は抜けられない場合が多いですから。

司会者：分かりました。ありがとうございます。

あと、被告人や関係者に恨まれたりしませんかという話を時々お聞きするんですけど、そんな不安というのはありましたか。

裁判員経験者 5：全然ありません。

司会者：それは、事件の内容的に、そういうことはなかったんですかね。

裁判員経験者 5：そうですね。はい。

司会者：4番さんはいかがでしたか。中身的には、結構ひどい事件でしたね。

裁判員経験者 4：最初は、何かそういうのがあるかなと思ったこともあったんですけど、内容、実情を知るうちに、そういうのを全然感じなくなりました。ただ、事件によっては、そういうのもあるかもしれないですね。

司会者：裁判官のほうから何か説明がありませんでしたか。例えば関係者だとか、何かそういうものに対して恐れを抱く必要はありませんとか、裁判員の方はお守りしますというような話って、出ませんでしたか。

裁判員経験者 4：あったと思います。それで、途中まで送ってもらうという話しか。

司会者：場合によっては、ガードしてお送りするようなこともあるんだということをお話させていただいたと思うので、そういうことを国民の皆さんにちょっとでもお知りいただければ、そこら辺の不安もないんじゃないかなとは思いますが、そういう不安だとか、ネガティブな考えに対して、自分はこういう形で乗り切ったんだみたいなのところがあれば、おっしゃっていただければ

ばと思います。

6番さんはどうでしたか。内容的には、気持ちのいい事件ではなかったようなんですけど、そのあたり、気持ちの上での重苦しさというのは、やっている間に何か工夫されて、解消したことはあるんですか。

裁判員経験者6：そうですね。やっぱり最初はちょっと嫌だなというのがあったんですけど、それにはすぐに慣れました。ただ、最初に入ったときの、やはり裁判所の重苦しさというか、そういう雰囲気は感じました。日頃からそんなに真面目じゃないだけに、どうやったら裁判員ができるんだろうというのもありました。こんな不真面目な者が来ていいんだろうかと。正直、何か浮いてるのかなという気持ちはありました。

司会者：裁判所の息苦しさ、あるいは堅苦しさですかね。そういうのは、どこで感じましたか。これは、我々がちゃんとお聞きして直さなきゃいけないところだと思うので。どのあたりが堅苦しいなとか、息苦しいなと思われましたか。雰囲気ですか。

裁判員経験者6：雰囲気もですけど、建物自体が。入口からエレベーターまでとにかく、お花も全然ないし、何か本当に公務員の建物だなという感じで。

司会者：殺風景な、機能だけという。

裁判員経験者6：そうなんです。それがちょっと。

司会者：お花の一つもない。

裁判員経験者6：そう。トイレに行っても、何もないというところが殺風景だなと。

司会者：なるほどね。ありがとうございます。

では、このあたりで次のテーマに移らせていただいてよろしいですかね。

次のテーマは、検察官、弁護人の法廷での活動についてです。事件によってかなり個別性があるところではあるんですけども、今日、検察官、弁護人の代表の方がいらしてるんで、忌憚のないところをお伺いできればと思います。

神戸の検察庁のほうからは、この意見交換会に当たってこういう点を聞いて

ほしいということを事前に承っているんですけど、吉川検察官のほうで、主にこういう点を経験者の方に特にお伺いしたいんだというところを抜き出すとすると、どこのあたりになるんですかね。実際に裁判員裁判を経験されて、どのあたりを裁判員の方々に聞きたいですか。

吉川検察官：最近私が気になっているところがあります。一番最後に、検察官と弁護人が意見を述べる場所があったと思うんですね。その中で、一番最後に、求刑という場所があったと思うんです。そこに、年数が書かれてあった方っていますか。

司会者：最初からですか。

吉川検察官：はい。書かれている場合もあれば、書かれていない、空欄の場合もあったと思うんですね。そのどちらがよいのかなというところをお聞きしたいなと思ってます。

司会者：検察官は、どういうご趣旨で書いたり書かれなかったりするのですか。そのところをまず教えていただけますか。

吉川検察官：全国的には、一番最後の求刑は、論告では書いていないことが多いと思われま。空欄にしておいて、最後に検察官が口頭で懲役何年を求刑するというのを書いて、皆さんに書いていただくのが普通なんですけれども、最近の神戸では書かれていることも多い。私自身、神戸に来て、何で書いているのかと思っていました。あらかじめ求刑を不動文字で入れると、論告を配られて皆さんが見た時点で、求刑の部分が多分見えると思うんですね。その上で、やっぱりこういう求刑なんだというふうに見ていただいた上で理由を聞いていただいたほうがわかりやすいかもしれないというふうに思ったので、私は、求刑を入れたこともあるんですね。逆に、求刑を入れないこともありました。数字を入れてしまうとそればかりが気になってしまって、求刑に至る理由をあまり聞いていただけないかもしれないなというふうに考えると、空欄にしておくということになります。そのどちらがよいのかというのは、検察庁で決まっているわけではないので、どうしたらいいのかなと、今、私自身も悩んで

いるところですか。

司会者：実際にそれを聞く方の裁判員の皆様はどういうふう感じておられるのかなと、そういうところですかね。

吉川検察官：はい。

司会者：空欄になっていて、後で書き込んでくださいという場合と、最初から印刷されてる場合と、二手に分かれているとのことですが、空欄になっていて、口頭で言うから後で書いてというパターンをご経験された方がいらしたら、それをどう思われたかですね。何か一定の効果を感じられたのかどうか。

裁判員経験者 2：空欄になって自分で書き込む形になってました。正直、論告を手元に持って聞いているんですけど、空欄がどうしても気になりながら聞くんです。何年になるのって思いながら聞いている感じなので、私としては、もう最初からわかった上で聞いた方が、内容が入りやすいかなと思いました。

司会者：むしろ空欄のほうが気になったということですね。

ほかの方はいかがですか。空欄だったんですかね。

裁判員経験者 3：私の場合は、求刑の年数は書いてありました。評議のときに、裁判官の方から、もっと上の年数の判決がおりました場合があるよというような例も示されましたし、もっと低い年数の刑も示されたことがありました。それを参考に、我々で何年がいいかというのを話し合っ、求刑を目安に、あと裁判官からの例を参考に決めていきましたけどね。

司会者：どうでしょう。求刑欄を空欄にするかどうかということで、検察官は気にしているいろいろやっているみたいなんですけど、裁判員の皆様にとってどれほど意味があるのか。ほかに空欄だった方。

裁判員経験者 5：はい。空欄でした。別に空欄であっても、書いてあっても、あまり私は関係ないと思うんですよね。書いてあったとしても、また皆さんで協議しますし、なくても同じことをしますので。あくまでも参考程度のものじゃないかなと思いました。

司会者：よろしいですかね。

求刑欄を空欄にするかどうかというのは、そのようなご意見があったので。

それ以外に何かございますか、検察官。

吉川検察官：最初のほうに、検察官と弁護人が冒頭陳述をしたと思うんですけども、公訴事実について争いが無い、有罪になることについて争いが無い事件の場合に、冒頭陳述の最後のほうで、検察官が情状において重視すべき事実としてこういう点がありますと少しだけ指摘している場合があるんです。そういった冒頭陳述の是非というんですかね。そもそも犯罪については自白していて、情状しか争いが無いという場合に、検察官がその情状において重視すべき事実というのを冒頭陳述で何点か、一、二行程度挙げる必要があるのかどうか。皆さんが経験された事件の中で、そういった冒頭陳述をごらんになっているとすれば、そういった冒頭陳述がどうなのかという点を教えていただきたいです。

司会者：最初の段階の冒頭陳述で、単に事実関係を淡々と述べるだけの場合と、量刑に関してのポイントを指摘する場合とに分かれると。このポイントの指摘は必要ですかということですかね。

皆さん、覚えていらっしゃるでしょうかね、冒頭陳述。

裁判員経験者 3：あったような気がしますけど、評議の中で話し合っただけから、ほとんど関係なかったですね。私の裁判は、そういう情状とかは逆に弁護士のほうが求めているような、そんな裁判でしたので。ほとんど関係ないと思います。年齢によっても感じ方が違いますし、そういうのはあまり関係ないと思います。

司会者：検察官が指摘するようなポイントは、事件自体からある程度見えてくるところがあるので、改めて指摘されなくても、すぐ話に上がってきがちで、むしろ、情状に関しては、弁護人のほうが言っていると。そして、最終的に考慮されるかどうかは別だという話ですが、他の方はいかがですかね。淡々と事実を述べるだけじゃなくて、ある程度早い段階で、評価的な視点といいますか、そのあたりを示してもらったほうが、その後の法廷での証拠の見聞きの仕方や心

構えが違うんじゃないか、そういうご趣旨で検察官が聞かれていると思うんですが、いかがですかね。

裁判員経験者 6：時系列ですごくわかりやすかったのは覚えています。弁護人のほうは、情状酌量の内容だけを書いていて、論点がわからなかったのですが、検察官のほうは、論点をきちんとまとめていたので、最初から最後まで、検察側の冒頭陳述を見てたのは記憶しています。

司会者：検察側の冒頭陳述で何か気づいたという趣旨でもいいんですけど。4番さんは、たくさん冒頭陳述を聞かれたんでしょうね。

裁判員経験者 4：まず、正直、事件自体がわかりにくかったんですが、検察官の方は、時系列ですごいわかりやすくまとめていただいて、すごい頭に入りやすかったです。検察官の資料がすごいわかりやすかったのを覚えています。

司会者：事実を淡々と並べるだけじゃなくて、この事件の争点はなんだみたいな、争点を考える上でここがポイントなんだみたいな話は、冒頭陳述でされましたか。

裁判員経験者 4：はい。そうですね。

司会者：はい。

じゃあ、今度、弁護人の立場としてお聞きになりたいことがあれば。いかがでしょうか。

瀧澤弁護士：今、検察官のほうから求刑と冒頭陳述の話がありましたので、私からも。まず、求刑についてお聞きします。被告人が、自分はやってないと言って争ってる事件は別ですけども、基本的な事実関係にはほとんど争いがなくて、ただ、量刑判断の中で、個々の事実をどのように評価するのかという、もっぱら争点が量刑のみという事件をご経験になった方も多くおられると思うんですが、そういった事件では、おそらく弁護人からも、弁護人が考える求刑というか、意見を述べる場合が多かったのではないかと思います。それについて、皆様はどのようにお考えになりましたでしょうか。

司会者：どうでしょう。刑に関する意見というのは、必要的に検察官がするんで

すけど、最近では、弁護人のほうも、弁護人としてはこういう刑が相当だと考えるということで、刑に関しての意見を明示することがありますが、それをどうお感じになったかということですね。

裁判員経験者 2：私のおときには懲役何年というふうに弁護人の方からも示されたんですけど、それが出されてるほうが、本人に罪の意識があるかとか、本人が申し訳ないという気持ちを持ってるかということについて、弁護人がどの程度感じとってるかが見えて、被告人がどれぐらい自覚してるのかが見えるような気がするんで、あったほうがいいかなというふうに思いました。

司会者：他の方の事件でも、弁護人のほうの刑の意見ってあったんじゃないかなと思うんですけど。5番さんはいかがでしたか。弁護人の意見、何年みたいな意見は言っていましたか。

裁判員経験者 5：あまり記憶にはないです。

司会者：検察官が、何年と言うじゃないですか。それで、弁護人からも何年ぐらいが相当だという意見があったほうがいいですかね。実際にそういう意見が示されたかどうかでイメージがちょっと違うと思いますよね。

どうですか、他の方。弁護人の弁論の中で、いやいや検察官はそうやって結構重い意見を言うけど、自分らのほうはこれぐらいが相当だと考えているんだというような意見が示された場面というのはありませんでしたか。

裁判員経験者 8：そういう場面はありました。ちょっと詳しくは記憶にとどめてないんですけど。先ほどおっしゃられた求刑のところで、強盗致傷は懲役6年から30年とあり、その中で、私たちも考えるんですけど、先ほど2番さんがおっしゃられたように、被告人がどれほど反省してるのかというのを弁護人としてはおっしゃっていただいたほうが、少し量れる部分はあるのかなと思うんです。ただ、そうはおっしゃっても、実際の被告人がそのような態度に見えないことも。少し話が外れるかもしれませんが。おっしゃっていただいたほうがいいのかというふうには思います。

司会者：4番さんの事件では、弁護側は言わなかったんですか。

裁判員経験者 4：弁護側は、言ってないですね。正直な話、我々のときは、弁護士に対してはあまりいい評価はしてなかったのが事実ですね。5人ほどおられたんですけど、主任の弁護士の方は、何かすごいきっちりきっちりしてたというか、すごいはきはきしゃべってたんですけど、それ以外の方が何かどうも。我々の間では、弁護士の人の評判は、正直悪かったんですよ。

司会者：検察官の活動、それから弁護人の活動ということで、いろんな事件があったので、事件ごとに個別のところもあるし、複数の弁護士さんがおられたら、弁護士さんごとに違うところもあるんですけど、実際のところ、どういうところが目に付きましたか。検察官、弁護人の法廷での活動について、どういふふうに見られたかをお話いただきましょうかね。4番さん、弁護人によってちょっとというふうに思われたのは、例えばどういうところだったんですか。

裁判員経験者 4：弁論が棒読みやというのがありましたし、あとは何なんですかね。どう説明したらいいんですかね。

司会者：場面としては、例えば尋問ね。いろいろな証人だったり、被告人本人だったり証言台に座らせて、いろいろと聞く場面がありますよね。そういうときに、検察官も弁護人も質問をしますよね。その質問の仕方とか、そういうところとかですかね。そこらあたりで歯切れが悪いとか、そういう感じですか。

裁判員経験者 4：そうですね。歯切れは常に悪かったです。

司会者：わかりました。何かあればまた思い出していただければと思います。ほかの方はどうですかね。当事者、検察官、弁護人の訴訟活動について、忌憚のないご意見を一通りおっしゃっていただいたあたりで、休憩しようかなと思いますので。

裁判員経験者 5：検察の方は、ちょっと滑舌も悪くて、みんなが「えっ、えっ」で何度も何度も言われたんです。それで、裁判長が、もう少ししっかりしゃべってくださいと言われると、「はい」と言いながらも、睨まれるんですよ。みんな、何か嫌な感じねとおっしゃってたんです。何かを注意されるたびに。それは今関係ないでしょうと言われたらぱっと切りかえればいいんですけど、い

ちいち睨みつけるという感じで、それが、皆さん同じようにマイナス面として受けたんじゃないかなと、私の裁判では思いました。

司会者：今のは、検察官ですね。弁護人はどうでしたか。

裁判員経験者 5：弁護人は二人いらっしゃったんですね。ちょっと若い方とベテランの方が。ベテランの方がその若い人に全部しゃべることを読ませはるんですけれども、作文を読んでもような感じでおっしゃられるので、みんな聞きにくいなというふうにおっしゃってました。勉強だから、それは仕方がないなという感じで見てたんですけども。私たちにしてみれば、わりと軽い刑だからそんなに重要視されてないんだなと、そのとき、ちょっと感じました。

司会者：そうですか。

裁判員経験者 4：思い出しました。検察官は、紙で流れをきっちり作ってきていただいて、それに沿ってやってもらってたんですけど、弁護人のほうは、主任の方はそういうのをきっちりやってくれてたんですけど、それ以外の方はそういうのがなくて、今どこをやってるのかなみたいな感じの部分が結構あって、分かりにくかったですね。

司会者：それは、時系列表なり、あるいは尋問事項といいますか、こういうのを聞きますよというメモみたいなやつですかね。

裁判員経験者 4：はい、そうです。

司会者：それをきっちり用意されてる方と、そうじゃない方がいらっしゃるといふことですかね。

裁判員経験者 4：そうですね、はい。

司会者：はい。わかりました。

裁判員経験者 3：検察官の声がちょっと小さくて、壇の上では聞き取れない場合が多かったんですよ。初めてなので、後でわかるようにメモをいっぱいとってるんですけど、聞き取れなかった。モニターに映す場合も段取りが悪くてうまく映らなかつたり。これは裁判所のほうにも言えるんですよ。資料がなかなか映せなかつたり、すぐ出なかつたりですね。

司会者：画像が出ない。

裁判員経験者3：そうそう。画像を見るのにね。裁判所のほうもやし，弁護人の方にも全員に言えますね，これはね。時間が限られてるわけですから，もうちょっと段取りよくやったほうがいいと思いました。

司会者：これは法曹三者の連帯責任ですよ。わかりました。

6番さんはどうですか。明快さ，わかりやすさですよ。あと，中身的な説得力っていうところですね。皆さんがどう当事者の訴訟活動を見ておられたのかというところ，いかがでしょうかね。

裁判員経験者6：もう明らかに非はどちらにあるかがはっきりしてる案件だったので，弁護人の頼りなさが目立ちました。言いようもなかったんでしょうけれど。そういった状態の中で，検察官の一言で，いまだにものすごく気になってることがあって。若い女の子に対して避妊器具を使わなかったけど，彼女に対する思いやりはあるんですかっていう一言を言ったんですよ。そもそも襲っておいて，思いやりって何なんですかっていうのがすごい気になって。襲っておきながら，その思いやりって何なんだろう，っていうのが。この人は悪い人です，悪い人ですと，それを積み重ねるための一つの事象だったと思うんですけど，そこですかっていうのが。伝わりますか。

司会者：わかりますか，検事。

吉川検察官：よくわかりません。仮にその避妊具を使っていたら，何か話は変わるようなものだったんですか。

司会者：いや，それは，検察官が筋立てや主張の前提として聞かれたような感じですよ。

裁判員経験者6：だから，それくらい悪い人なんですよっていう感じで言ったんですが，えって思うシーンだったのを覚えてます。そういった中，弁護士の方は，冷静に，彼の今後のことについて，年齢的にもまだまだやっていけるから，社会に戻ってからのことをもうちょっと考えてほしいっていう言葉を言っていました。私たちは，彼が悪いことをした，そこしか見えてなくて，どれほ

ど重い刑にするかみたいなのところがあったのを、弁護士の方の言葉が、あ、そうか、その人のことも考えてあげなきゃいけないんだなという、その常識に戻してくれた、そういう一面もありました。

司会者： 検察官は何を言ってるんだというのもあって、弁護人のほうの言葉で、何かこう、はっと気付かされた面があった、そんな感じですかね。

具体的な事件が念頭にあつてのことなんで、なかなか他の方はイメージできないかと思うんですが、時々、裁判員の方々や一般の方から見ると、どうしてそういう質問になるのかなとか、それって関係あるのかとか、あれって首をかじげたくなることがあるんですかね。

いかがでしたか。何で法曹関係者ってそんなこと聞くんだろうって。そういうふうに感じられたことはありますか。

裁判員経験者 2： そうですね。割と被告人がお年を召した方で、ちょっと血の気の多い方だったんですね。なので、何かこう、検察の方が、失言を引きずり出そうっていう、失言というのか、ある意味本音だとは思いますが、そっちに持っていきこうっていう感じがありました。それに対して、被告人が、「やったった。」みたいなことをおっしゃったので、それは本音と言えば本音だと思いますけど、何か、難しいなと思いました。

司会者： ちょっと挑発した感があるんですかね。

裁判員経験者 2： かなって感じはちょっとあつたので。

司会者： なるほど。挑発って言ったら言葉が悪いかもしれませんがね。なかなか本性を見せないなつてところを、何かこう出そうかなという。

裁判員経験者 2： そうです、無理矢理。弁護人のほうも弁護人のほうで、反省してるんですけどいうのをすごく言うけど、被告人の「やったった。」みたいな言葉を聞いた後だと、ううんっていう、そのせめぎ合いはありました。いいのか悪いのかと思いつつながら。

司会者： なるほど。何か情景が浮かびますよね。

3番さんはどうですか、一般の目から見て、どうなのこれっていうような訴

訟活動はありましたか。

裁判員経験者 3：私の場合は、検察官の物的証拠がなかったんですね。凶器がね。テレビドラマとかの見過ぎかもしれませんが、物がないのでおやつと思ったんです。最初、検察官の方は、お医者さんの証明とかで詳しく傷を説明されて、我々もそれに引きずられていったんですよ。だけど、後で話し合いをしてみると、あんまり関係なくて。ほとんど、証言が証拠になってるんですね。検察官の方が証人尋問をされた証言と、弁護人の方が証人尋問をされた証言に食い違いが多かったんで、我々はどうかと迷ったんですね。評議の場でも話したんですけど、そのうち、だんだん食い違いが見えてくるんですね。検察官は検察官で、限られた人の証言をもとにしゃべってるし、弁護人は弁護人で、限られた人の証言をもとにしゃべっていて、それをつき合わせていくと、この人は間違ってる、嘘をついてる、この人はちょっと曖昧だけど正しい、真実をしゃべっていると、そういうのがわかってくるんです。罪状は認めておられましたんで、私が思っているよりは、凶器はあんまり関係なかったんですね。証言で正しいのを選んでいくと、ちゃんとつじつまが合うようになるんですよ。それで、ちゃんと刑期も決めました。あと、弁護人の方が、情状ですか、それもいろいろ言われたんですけども、あんまり我々は気にとめなくて。

司会者：今のお話を伺っていると、検察官にしろ弁護人にしろ、どうも裁判員の方々がポイントだっと思うところとは違うところで訴訟活動を強調されていたのかな。何か、そこらへんのずれみたいものがちょっとあったということですかね。検察官は最終的には重視されなかった点で力を入れていた。弁護人もいろいろと情状を言うんだけど、どうも琴線に触れるようなものが何もなかった。そういう意味でいうと、何かこうずれみたいなのを感じたんですかね。

裁判員経験者 3：そうですね、やっぱり、検察官にしてみれば、物的証拠がなかったんで、医者の証明書とかそういうので裁判を乗り切っていこうと思ったんでしょうけど、あんまり関係なかったですね。

司会者：なるほど、ありがとうございます。

この点についてコメントをいただいていた方がおられますか。当事者、検察官やら弁護人の訴訟活動についてということです。

裁判員経験者 8：検察官の方が、犯行の内容とか、その人の暮らしぶりなんかを、再現フィルムのようにモニターに映し出すんですけど、そこまでしなくても書面で十分わかりました。あれは、しなくてはいけないっていうのが何かあるんですか。例えば、こういうところで犯行があった、犯罪者と被害者が出てこられて、ここでこういうふうな犯行をしましたっていうところを、その場面場面ごとに、多分、実際に行かれて撮られたと思うんですね。

司会者：再現しているわけですね。

裁判員経験者 8：再現フィルムです。で、車の中で暮らしておられたんですけども、その人の暮らしぶり、生活振りが本当によくわかる写真だったんです。それをずうっとこう、10枚くらいあったんでしょうか。それがなくても書面でわかるような単純な内容だったので、果たして、そういったことをしなければならぬのかと。しなければならぬというのがあればもちろん別なんですけど、私たちはあれがなくても別に分かった、単純な内容だったっていうのはありました。

司会者：あまり必要性を感じなかったっていうことですね。そこまで手間暇をかけてやるほどの話でもなかろうみたいな。なるほど。

裁判員経験者 6：今、思い出してきたんですけど、事件現場をいろんな角度から撮ったのが、確かにたくさんありました。それは必要なのかなって。ここから見たらこんな感じで、この時間帯になったらこんな感じで、と。読んだら大体想像がつく内容でした。筆舌しがたい状況だったらありかなとも思いますけど、どれも想像のできる範囲だったのに、一つのを三つの方向から見たり。人気（ひとけ）がないこととかを言いたかったんでしょうけれど、必要かなって思いました。しかも、それに結構な時間を使ったっていうのはありました。

裁判員経験者 3：私の裁判では、事件現場の見取り図1枚でしたよ。それで、こ

の場所に血痕がありました，点々とつながってました，被害者はこう逃げましたと矢印である。で，加害者もこう追いかけてましたとある。それ1枚で，よく分かりましたよ。写真なんてなくたって，見取り図1枚で。それは，まとめる力ですね。長々とやらなくても，1枚でまとめてもらったほうが見やすいし，素人にも十分わかります。

司会者：写真があるからといって，出せばいいというものじゃないという感じがすかね。

裁判員経験者3：写真よりですね，動く画像がいいです。私の場合は，ドライブレコーダーの画像がありまして，それを提供されたんです。それには，犯人がはっきりとは分からないんですけど，どういう行動をとったかが映ってまして，被告人の証言と食い違ってるんですね。ですから，写真より動画が有効ですね。

司会者：なるほど，再現も含めて，後で作ったり撮った写真よりも，まさに事件当時に映ったものっていうのは，決定的なものになりがちということなんですよかね。

裁判員経験者3：初期段階の捜査が非常に大事だと思いますよね。私の場合，犯人は，凶器を捨てたって言ってるんですね。包丁を使ったっていうのは，はっきりしてるんです。で，捨てたって言われた包丁を捜さないのもどうかなと思いますね。何でなかったんだろうなって思いました。

司会者：3番さんから出ましたけども，過不足の問題というところちょっと丸め過ぎかもしれませんが，こんなものはいらぬのにとか，逆に，ここはどうなってるんやろうっていうような，探究心ってほどじゃないけど，あつてしかるべき事実関係や説明が足りないなと思われた場面もあったんですかね。あれ，どうなってるんやろう，裁判官に聞いても教えてくれへんし，という。

裁判員経験者3：検察官の重点の置き方が違うと思うんですよ。医者 of 証明とか，写真とか，ビデオとかそういう資料をものすごく一生懸命作られてるんですけど，さして役に立たなかったんですね。焦点がちょっとずれてるからだ

思いますね。

司会者：なるほど，焦点のずれですね。

どうでしょう，4番さん。たくさんの立証活動を見られたと思うんですけど，ちょっと気になるなどか，こうなったらええのになというのありましたか。

裁判員経験者4：検察官なんですけど，証拠がない中でも，結構あったなという印象なんです。その中で，いまだに気になってる写真があるんです。私は，それが結構重要ななと思ってたんですけど，それに対して何にも触れなかったんで，それを出す意味があったのかなって思いました。あとは，弁護人なんですけど，すごくこだわってたことがあって，それは意味ないやろうと思ってたんですけど，結局，それがなければ認定できなかつた部分があったんで，だからこだわってたんやと，後になって思ったことがありました。事件が多かったんで，後になって，ここをもうちょっと聞いとったらよかつたなというのが出てきましたね。

司会者：法廷で見たり聞いたりしたときにはよく趣旨がわからないということな
んですね。後になって，ああ，みたいな。

裁判員経験者4：何でこの人はそれにこだわってるんやろうっていうのがあって，後で，それがないと認定できないっていうのが出てきました。

司会者：ある意味まあ，いいところをついてたんだらうけど，法廷では，そういう雰囲気は感じとれなかつたんですね。

裁判員経験者4：そうですね。逆に，多分これは大事やったのに，何でこれに触れなかつたんやろうなっていうのもありました。

司会者：さっきの検察官の写真もね。

裁判員経験者4：気にとめなかつたんですけど，後で考えたら，ちょっとそれは大事やったんちゃうかなっていう。

司会者：なるほどね。当事者のほうできちんと準備をして，そこを鋭く法廷でやってほしい，そういう感じですかね。

あとは、ありませんか、せっかく検察官と弁護人が来られてますんでね。これは言うておくべきっていうのがもしあれば。

裁判員経験者 3：私の場合の弁護人の方は、ちょっとかわいそうだったと思うんですよね。被告人は、やったというのは認めてますから、量刑を争ってるくらいなものなんですよね。我々は、そんなことは関係なしにやりましたけど。だから、弁護人の方は、被告人の言うことだけを並べてたんですよね。それがことごとく違ってたんで、ちょっとかわいそうだったなって思います。もうちょっと、被告人に有利になるような証拠とかを集められなかったのかなとも逆に思いますけどもね。ちょっと努力が足らんかったのとちゃいますかね。

司会者：かわいそうって言われたり、努力が足らんって言われたり。結局、被告人が言ってるとおりにやっても、なかなか響いてこないっていうことなんでしょうかね。

裁判員経験者 3：そうですね。

司会者：弁護士さんなりに、もうちょっとお考えになられて、有利なものを独自に何か出せなかったのか、そんな感じですかね。本当なら、ここで検察官なり弁護人の言い分も聞かなきゃいけないんでしょうけど、今日はそういう会じゃありませんので。真摯に受けとめてください。

では、次に、今までは、検察官、弁護人に対する辛口のご意見ということで、おっしゃっていただいたんですけど、今度は、裁判官、あるいは書記官、事務官に対してです。いろんなところで接したかとは思うんですけども、評議の進め方や、我々は接遇と呼んでいるんですけど、裁判員としてお越しいただいたときに、何かこう裁判所の対応で感じるどころがあったかどうかです。むしろ辛口で、評議の進め方、接遇面で、これはちょっと言うておこうかなということがあれば、本当にご遠慮なくおっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね、その評議の進め方とか接遇っていう面では全く問題なかったんですけど、一つ気になったのが、裁判員をやっていると、守秘義務

が発生するわけじゃないですか。どの程度のことを話してよくて、ここは話ちゃいけないっていうラインを、もっと明確にわかりやすくしてもらえるといいなど。仕事を休んで来てるわけですし、やっぱりいくらか聞かれるわけですよ。そういうときに、ちゃんと自分の中でラインを決めて話せるように。最初に通知が来たときにも、冊子には書いてあるんですけど、改めてちゃんと、ここまでは言ってもいいけど、ここからは黙っててくださいねっていうラインをもう一度レクチャーしていただけると、安心して参加できるかなっていうふうには思いました。

司会者： 守秘義務の範囲ですね。それをもうちょっと具体的に言ってもらえたらなという感じですかね。

守秘義務の問題が出ました。その点で、心理的に負担をおかけしている部分があるんじゃないかなということは想像に難くないんですが、その点も含めて、裁判所に対する注文ということで、忌憚のないお話があればと思います。4番さんはどうですか。雰囲気的によかったっていう話はお聞きしたんですけど、長い審理を振り返ってみて、いろんな点で、裁判所として至らない部分があったと思うんですよね。そういうところを言っていただくと助かるんですが。

裁判員経験者4： 審理は集中的にありましたし、女性の書記官の方は、毎朝僕らの体調のこと尋ねていただきましたし、裁判長も朝入ってこられて第一に、体調はどうですか、調子の悪い方はいませんかというのを言っていただいたので、そういうことに関しては、すごいよくしていただいたと思ってます。

僕らも、負担がないって言えば嘘になりますけど、そういうので軽減された部分はあったと思うんです。

そうですね、あえて言うなら、お堅い部分があるのと、ほかの方が言ってたんですけど、前時代的に、手で書くじゃないですか。そういうのはやっぱり、パソコンでやったらいいやんっていう意見が出てました。

司会者： 法廷でメモをとったりとか。

裁判員経験者 4：そういうのもありました。あとは、評議中に使ってた機械が役に立たなかったんですよ。証人が何を話したかを後で確認するための機械が、お金を投入してる割に役に立たなかったの。もうちょっとうまいこと機能していれば。

司会者：使おうとしてやってみただけど、うまくいかなかったんですね。

裁判員経験者 4：証言部分がここだというのが、すぐに出なかったんですよ。あれがもうちょっとうまいこと使えれば。

司会者：なるほどね。さっきも似たような話がありましたよね。法廷での話ですが、モニターに何かを映そうとしたけど、結局、機材操作でもたついているってことですね。

裁判員経験者 3：モニターに映そうとしたんですけど、カメラもコードが短くて、物も持って来れないんで、映せなかった。もうちょっとね、あと30センチ、50センチ長けりゃできたんでしょうけどね。しいてあげればそんなところくらいですね。特に悪いところはなかったですよ。本当に、お弁当の手配からね、帰りの車の手配までやっていただいて、本当に至れり尽くせりでした。

司会者：そうでしたか。

裁判員経験者 6：本来なら、最終日は判決だけで、午前中は何もないはずだったんですけど、延長して延長して、午前中もあって、その2時間後に判決ってなりました。もうすごい急いではって、判決を決めなければいけないくて、ちゃんと理解できてるのかできてないのかもわからない状態で、何年って決める状態だったので、何か流れがタイト過ぎて、ちゃんと理解できてないうちに終わったかなっていうのはあります。

司会者：評議にかける時間とといいますか、準備する時間が少し短かったんじゃないかと、こういうことなんでしょうかね。

裁判員経験者 6：先ほども言われたように、録音の機械も誤認識がたくさんあって、どこだっけって探すのにもちょっと時間がかかって。確かに、あまり役に立ってなかったかなと思います。

司会者：証言部分を探して見ていく機械ですね。

中川裁判官，今，出た範囲も含めて，裁判官としては，どういうところをお聞きしたいですか。

中川裁判官：先ほど，難しい言葉が出てきたとか，わからない，読めない言葉が出てきたというお話がございましたけれども，例えば，審理中に，そういう自分の理解できない話が出てきたときに，審理の休憩時間とか，遅くとも評議の中で，ちゃんと裁判官から説明を受けて理解を得られたのかどうかというところを，特に注意しなければいけないかなというふうに聞いていたんですけれども，その点，皆さんはいかがでしたか。

裁判員経験者 6：私は，すぐに聞きました。そのときに，裁判長の方が，あ，そうか，そういう言葉って難しいんですよ，っていう発言はされましたけれども，あえてこう何か説明をしようという感じではなかったかなと記憶をしています。

司会者：すみません。多分，言葉がわかるかどうかというところの意識がね，やっぱりついていってないんでしょうね。

あと，5番さんなんかはどうでしたか。裁判所に対して，辛口で。

裁判員経験者 5：裁判官には，言うことはありません。別によいしょでも何でもありませんけども，皆さんをすごく和ませてくださったり。それから多分，皆さん初めての経験だったから，心理をよく読まれて，どんなことでもいいですから何でも聞いてください，何でも答えますって言われて。何もかも全ておっしゃってもらったのでね。だから，ああいう方ばかりだったら，皆さん次もまた受けようかなと思いはるんじゃないかなと思いました。

司会者：裁判官のほうからね，さっきの言葉の説明とか，いろんな説明をすと思うんですよ。この点，説明し過ぎで，何かこう説明を聞いて終わっている，もっと自分たちのほうで考えさせてほしい，何かこうルールに乗せられている，そういうような感触はなかったですか。

裁判員経験者 5：そういうのはなかったですね。この方はしゃべるのが得意，こ

の方はしゃべるのがちょっと苦手だなんていうように分かれていたので、ボードに誰が書いたかは分からないように名前や番号を言わないで、どんなことでも書いて結構ですっておっしゃって。

司会者：付せんを使ったやつですね。

裁判員経験者 5：付せんにこう，黒板が足りないくらいに皆さんがたくさん貼られてね。そういうふうに，いろんなことをされたのでね。この裁判を受けた方も幸せじゃないかなと思うぐらい，こんなに努力してするんだなって思いました。

司会者：なるほど。

3番さんはいかがですか，辛口で。

裁判員経験者 3：辛口はないです。裁判官の方の判決文も，最後によく読みましたけども，ホワイトボードに雑然と書いてあることを，1日あるかないかによくまとめられたなと思いますよ。すごい，やっぱり商売だなと思いますわ。

司会者：評議で話をした内容が，ちゃんと判決の文章になっていましたか。

裁判員経験者 3：そうです。文句の言いようがないですよ。我々の場合はね，時間もうまいこと裁判長が配分していただいて，延びることもなく，うまいこといきました。ものすごいリーダーシップだなって思いましたね。

司会者：わかりました。大体お話を伺ったところで，時間が来ました。それでは，最後に，これから裁判員になる方，呼び出しを受けている方，名簿に載った通知を受けた方，あるいはそれ以前の一般国民の方，そういう方たちに向けてのメッセージということで，一言ずつお言葉を頂戴したいと思います。

裁判員経験者 2：そうですね。担当することになる裁判の内容によっては，裁判員の方の負担ってそれぞれ変わってくると思うんです。でも，その負担を軽減する努力っていうのはかなりされてるなってすごい実感しました。それに何より，こういうふうにして刑事裁判が進められてるんだなっていう，その実情みたいなものが垣間見えたのは，本当にすごく有意義でよかったなって思っています。やってみて本当によかったと思うので，あまり気負い過ぎずに，通知が

来たら引き受けてみるのもいいんじゃないかなっていうふうには思いました。

裁判員経験者 3：これから参加される方はですね、何も構えずに、ふだんの自分のレベルの常識でお話をされたらいいと思います。自分がわからないところは、黙っててもいいと思うんです。ほかの裁判員の方がお話になって、それがヒントになって、自分の考えがまとまってきますんで、そのうちしゃべれるようになります。ふだんのままで参加していいんじゃないかなと思います。それが一番いい評議になると思います。

裁判員経験者 4：被告人とかを見る機会って絶対にはないじゃないですか。それで、自分に置きかえたりして、自分自身を見つめなおすことがすごいできたんです。なので、もし選ばれたらぜひやってみることをお勧めしたいですね。法廷とか裁判とかがどういうふうに行われているのか、その見えない部分も見えてくるので、ぜひやっていただきたいなと思います。

裁判員経験者 5：私も皆さんがおっしゃったこととほとんど一致するんですけど、ただ、最初に送られてくる封書の中にね、もう少しやわらかい文章が添えてあったらいいんじゃないかなと、まず思いました。参加してからは、見たことのない場所を見たりとか、いろんな人のやりとり、会話を垣間見た感じがすごくよかったなと思います。また次、どういう事件になるかわからないけれども、通知がきたら、今度は普通にお受けしたいと思っています。

司会者：文書の堅さというところがやっぱりあるようですね。ああいうのは第一印象ですもんね。

裁判員経験者 5：ドキっとしました。

司会者：ドキっとするんですね。裁判所からぼんときてね。

裁判員経験者 6：例に漏れずですけど、裁判員裁判というニュースを聞くと、あ、またやってるんだという親近感がすごく沸きます。裁判というものをかじったなと思ったので、次だったらもっとうまくできるんじゃないのかなと、もう一回やりたいくらいの、そういう気持ちはあります。

司会者：最後になりました。8番さん、お願いできますか。

裁判員経験者 8：皆さんがおっしゃったことと同様なんですけども、非日常的な場所でありますけども、本当に自然体で参加されたらいいんじゃないかなって思います。先ほど、誉めること以外を言ってくださいって、辛口トークって言われたんですけど、本当になくて、自分が気負って来たのが驚くくらい、裁判長、裁判官、その他職員の方々にひも解かれた感じがありましたので、今後、本当に興味を持っていきたいと思ってます。

司会者：もっともっとたくさんお話を伺えたらなと思うんですけど、そろそろ予定の時間が来ました。今日は、本当に貴重なご意見を賜りました。裁判所にもうちょっと辛口なご意見があったらいいなと思ったんですけども。検察官や弁護士さんのほうも、得るものがあつたのではないかと思います。

その前提としてのご感想をいただいた点も含めて、今後、裁判員裁判の運営を見直していかなければならない所もありますので、その材料になったということで、本当に、今日はどうもありがとうございました。

検察官、弁護士の方も、どうもありがとうございました。

では、これで今回の裁判員経験者の意見交換会をお開きにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上